

第103号議案

八王子市土地区画整理組合助成条例の一部を改正する条例  
設定について

八王子市土地区画整理組合助成条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市土地区画整理組合助成条例の一部を改正する条例

八王子市土地区画整理組合助成条例（昭和47年八王子市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(助成の対象となる組合) 第2条 この条例による助成の対象となる組合は、次に掲げる要件の <b>全て</b> に該当する組合でなければならない。 (1) 法第14条第1項の規定による <b>市長</b> の認可を受けた組合であること。 (2)・(3) (略)	(助成の対象となる組合) 第2条 この条例による助成の対象となる組合は、次に掲げる要件の <b>すべて</b> に該当する組合でなければならない。 (1) 法第14条第1項の規定による <b>東京都知事</b> の認可を受けた組合であること。 (2)・(3) (略)

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

